



行政文書一部開示決定通知書

3文芸第1541号
令和3年10月5日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年9月5日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	令和2年8月13日付け あいちトリエンナーレ実行委員会運営会議開催に代わる書面表決について 〔あいちトリエンナーレ2019の2019年度決算の承認のために作成された伺書〕	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和3年10月12日 午前9時 午後
	場 所	県民生活課（県民相談・情報センター） （愛知県自治センター2階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	260円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手 円分
開示しないこととした部分	個人の氏名、役職及び印影	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
担 当 課 等	県民文化局文化部文化芸術課 国際芸術祭推進室調整グループ 電話 052-971-6111	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
 3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

行政文書開示請求書

令和3年9月5日

愛知県知事

殿

氏名 田中 智之

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

郵便番号 〒 4600002

住所(居所)又は事務所
(事業所)の所在地 愛知県名古屋市中区丸の内2-7-19 丸の内
タナカビル5階

電話番号 0522183655

愛知県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示請求をします。

行政文書の名称その他の 開示請求に係る行政文書を 特定するに足りる事項	県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室調整グループが管理する下記文書 記 あいちトリエンナーレ2019の決算承認のために開催された、 運営会議、有識者部会、幹事会の議事録。 また、決算承認のために伺い書が作成されているのであれば、伺い書も開示を求める。	
開示の実施の方法 (希望する方法を選択 してください。)	<input type="checkbox"/> 1 閲覧・視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 <input type="checkbox"/> 希望する ・ <input checked="" type="checkbox"/> 希望しない)	
※備考	行政文書の名称	
	担当課等	

注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用(写しの郵便等による送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。)を負担していただきます。

2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

3 ※の欄は、記入する必要がありません。

担当者氏名

電話番号

郵便番号

住所・支店名等